

令和7年度

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

愛媛県立えひめ学園

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

①第三者評価機関名

愛媛県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK2025081

③施設の情報

名称：愛媛県立えひめ学園	種別：児童自立支援施設
代表者氏名：下司 英明	定員（利用人数）：27名（10名）
所在地：愛媛県新居浜市船木甲 2971-1	
TEL：0897-41-7601	ホームページ：
【施設の概要】	
開設年月日 1914（大正3）年4月	
経営法人・設置主体（法人名等）：愛媛県	
職員数	常勤職員： 32名 非常勤職員 5名
有資格 職員数	（資格の名称）
	児童生活支援員 1名 児童自立支援専門員 6名
	心理判定員 1名 福祉職 13名
	個別対応職員 1名（重複） 基幹的職員 1名（重複）
	医師 2名 家庭支援専門相談員 1名（重複）
施設・設備 の概要	（居室数） 15室 （設備等）
	児童寮：木造平屋 196㎡×3棟 本館、炊事舎、プール、運動場等

④理念・基本方針

理念

【児童の自立支援に向けて】感謝・感動・改善

【施設の雰囲気】家庭的雰囲気の中で「助け合い・励まし合い・譲り合い、そして競い合う」

【施設運営について】信頼関係を基盤とした運営

【施設職員として】人として魅力を持ち、一目置かれる

基本方針

集団生活の中で規則正しい生活を通して、規範意識を育み、信頼関係を構築する
関係性を重視した、自立支援の展開に努める

県職員として、児童自立支援施設の職員としての自覚をもって職務に当たる

⑤施設の特徴的な取組

規則正しい生活リズムと枠組みのある日常生活の中で、「Withの精神」のもと、こどもが心と身体健康を取り戻していけるよう、暮らしの中での「育て直し」「育ち直し」の支援を行っている。平成30年度から「レベルアップ制」を支援のツールとして導入して、個々のこどもの課題を具体的に提示し、毎日の振り返り時間にこどもと職員とで互いに確認・評価をしながら、こども自らが自分自身の課題に向き合っていけるよう取り組んでいる。

心理支援においてはアンガーマネジメントやアサーション、バウンダリーに関する心理教育的なワークを取り入れるとともに、性暴力の再発防止及び適切な対人関係のあり方を学ぶ「性暴力再発防止治療プログラム」を必要に応じて実施している。また県内3つの児童相談所と協働して「グループプログラム」を実施し、より良い人間関係をつくるための学びの機会を設けている。

情操教育としての和太鼓活動は、園内外での発表を通じて、こどもの心の響きを多くの方々に伝え、こどもの成長を間近でみてもらう機会となっており、各種スポーツ活動においても、その取組みの中で、自主性や達成感、協同する喜びなどを感じる機会となっている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和7年12月26日（契約日）～ 令和8年3月18日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和5年度（4回）

⑦総評

◇特に評価の高い点

理念や基本方針が確立されており、また中・長期計画も策定され、園長の強いリーダーシップのもと、単年度ごとの振り返りや計画の見直し、課題の洗い出しなどが行われている。また、様々な会議を通して、施設設備の整備や支援の向上に努め、その取組みが職員全体に周知、共有されており、常に改善の余地を模索しながら業務の最適化を図っている。

「Withの精神」を掲げ、こどもたち一人ひとりに深く寄り添い、見守る支援を徹底されており、日々の「あたりまえの生活」を丁寧に積み重ねる実践を通じて、こどもたちの社会性や自立心が着実に育まれている。敷地内に中学校の分校と小学校の分教室が整備され、施設職員と学校職員による連携体制が確立されている。

スポーツや文化活動への取組みも活発であり、野球やテニス、マラソン、和太鼓等を通じた情操教育にも注力しており、日々の練習で得る達成感に加え、大会への出場や地域交流への積極的な参加が、こどもたちにとって明確な活動目標となり、成長へとつながっている。

◇改善を求められる点

県職員としての人事基準や目標管理、評価が確実に行われているが、生活場面を通じた専門的支援という特性に鑑み、専門性の維持や向上に資する人事制度の検討について、県の主管課への継続的な働きかけに期待したい。一方、異動があることを踏まえた上で、職員の経験の差がこどもの支援格差につながらないように、施設の設定等環境に応じた業務手順等を含んだ支援全般にわたる内容の明文化や標準的な支援方法の共有による、施設としての支援の質の平準化も期待したい。

年度ごとの非常災害対策計画に基づき、定期的な訓練の実施等日頃から防災体制の構築が行われているが、今後は、被災時における地域住民との協力体制や防災備品の貸出検討等、地域の社会資源としての役割も視野にいれた実効性の高いBCPの策定を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

子どもたち一人ひとりに深く寄り添う質の高い支援を維持し継続していくため、必要な人員確保に引き続き努めていくとともに、各種マニュアルの拡充やアップデートにより職員間の支援の質の平準化を図り、研修会・勉強会等を通じて支援の質の向上にもフィードバックできるよう職員一丸となって取り組んでまいりたい。

また、県立施設としての役割を念頭に地域との交流を積極的に図り、災害時における役割の強化等、福祉ニーズに応じた地域貢献活動にも取り組んでまいりたい。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ⓑ ・c
<コメント> 理念、基本方針は明文化され、職員室に掲示されるとともに、関係機関や保護者等へ配布する年報「えひめ」に記載して周知を図っている。今後は、ホームページやパンフレットへの記載について検討し、周知されることを期待したい。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	ⓐ ・b・c
<コメント> 全国児童自立支援施設協議会の実施する研修会や県主管課からの情報提供等により、社会福祉事業全体の動向や地域の現状等の把握に努めている。また、年度ごとに入退園の状況や在園状況に関する統計を取り、組織体制や設備の整備、職員体制等の現状分析を行っている。		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	ⓐ ・b・c
<コメント> 施設運営上の課題、特に人事面での課題については、設置主体である県に要望書を提出するなどして具体的な改善策を提案している。また、日頃からコスト意識を持ってペーパーレス化に取り組むとともに、施設環境の維持管理にも職員の工夫がみられる。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画が策定され、「えひめ学園中長期計画整理表」において具体的な取組みを示すとともに、進捗状況の確認を行っている。中・長期計画は全職員が参加する「合同職員会」で説明・周知するとともに、園長に与えられた職掌の範囲の中で必要に応じて見直しが行われている。</p>		
⑤	I—3—（1）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>「えひめ学園中長期計画整理表」において目標年度が設定されており、中・長期計画に基づいた単年度計画が策定されている。</p>		
I—3—（2）事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—（2）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>支援課と学校の教職員が全員参加する「合同職員会」（月1回）や支援課職員が全員参加する「支援課会」（月1回）、担当寮ごとで行われる「寮会議」（2週間に1回）、各種課題について検討する「ワーキンググループ」などの中で、事業計画の実施状況や評価について多層的に話し合われている。</p>		
⑦	I—3—（2）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども自身の生活に密接にかかわる事項については、入園時に説明を行うほか、毎日の振り返りの時間を利用して、子どもの障害特性や発達段階を考慮しながら個別に分かりやすく伝えるようにしている。また、保護者等には年報を配布することで周知を図っている。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価基準にもとづく自己評価を毎年実施するとともに、定期的に第三者評価を審査している。寮会議や支援課会において評価結果の分析や分析内容の検討が行われており、組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組が実施されている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員に周知されている。また支援課会やワーキンググループなどで改善策について話し合いがなされている。設備の改善や人員配置等、単年度では解決できないものについては、中・長期計画に反映させている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、自らの役割と責任について、年報や学園新聞「ひびき」に掲載し表明している。職務分掌は処務規程や職員事務分担表等で文書化されており、有事における園長の役割と責任、また不在時の権限委任等についても非常災害対策規程等によって明確化されている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、国や県の通知や研修会への参加を通じて、遵守すべき法令等の理解に努めるとともに、職員に対して朝礼や会議、新任職員研修等において周知徹底を図っている。</p>		

Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、施設内の活動に参加し、子どもと一緒に食事をとるなどして、支援状況の把握に努めている。また、園長室も開放しており、職員が直接話をしに行きやすい環境を整えている。会議では、必ず冒頭に園長から把握した課題やその改善に向けた取組みについて話をするなど、指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、職員一人ひとりと面談を行い、職場環境における課題や不安等を把握するとともに、施設の理念や基本方針の実現のために必要な人員配置、職員の働きやすい環境整備等について設置主体である県に要望を出すなどの働きかけを行っている。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>県内の大学から施設見学を受け入れるとともに、保育士や社会福祉士の養成校へ出向き、職場としての施設の魅力をアピールする機会を持っている。</p> <p>現在、県においては児童自立支援専門員としての専攻職採用は行われておらず、県の福祉職採用で配置された福祉人材も3年程度で異動する状況にあるため、長期にわたる職員育成に期待したい。</p>		
15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>県職員としての人事基準や目標管理、評価が確実に行われている。また、園長が職員一人ひとりと面談をする「コミュニケーションアップ面談」を実施し、職員の意向・意見の把握に努めるとともに、具体的な改善策を実施している。ただし、福祉職採用の職員は、3年程度で異動する状況にあり、子どもや保護者等に対する支援の継続性の観点から当該施設にとって歓迎される状況とは言い難い。今後も、福祉的支援の特性を踏まえた人事のあり方を検討してもらえよう、県の主管課に働きかけることを期待したい。</p>		

Ⅱ—2—（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>処務事務システムを導入し、職員の出退勤時刻や労働時間、有給休暇の取得状況、残業時間等を把握し、職員の健康管理や法令遵守のための勤怠管理が行われている。また、県の福利厚生制度も積極的に活用されている。</p>		
Ⅱ—2—（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針において「期待する職員像」が明確化されている。また、「目標チャレンジ制度」を立ち上げ、組織目標をもとに職員自らが設定した個人目標の達成に向けて、PDCAサイクルによる業務遂行に自律的に取り組む仕組みが整備されている。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の教育・研修に関する基本方針が明文化され、それにもとづいた教育・研修が実施されている。また研修参加履歴を作成し、研修に参加する職員に偏りが無いよう、配慮している。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年度初めに出張計画が作成されるとともに、園内研修も実施し、職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮されている。また、職員の1寮7人体制が実現し、複数配置による個別的OJTも適切に行われるようになってきている。職員個々の資格取得状況については職員調書で把握し、知識や技術水準については人事評価の中で把握している。</p>		
Ⅱ—2—（4） 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>実習生等の受け入れの際の注意事項をまとめた文書が作成され、インターンシップを受け入れるなど、就業体験への協力を行っている。今後は、受入れについての連絡窓口や職員、こども、保護者等への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目を記載したマニュアルが整備されることを期待したい。</p>		

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>年報や学園新聞の発行、職員による講演活動等を通して、児童自立支援施設の社会的役割や現状について理解を得るよう努めている。苦情解決の状況については年報に掲載しており、第三者評価の受審結果もインターネット上で公開されている。</p>		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>県の会計規則によって、事務や経理、取引等に関するルールが明確にされている。県による定期的な財務監査が実施されているほか、外部監査人が設定したテーマと合致するものがあれば、包括外部監査が実施されることもある。しかし、外部の専門家による監査支援等は実施していない。</p>		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画で地域との関わり方について基本的な考え方が明文化されている。地域との交流活動として芋掘りや餅つきなどを実施するほか、和太鼓交流会を開催し、地域に向けて、施設やこどもへの理解を深めるための取組みを行っている。</p>		
24	II—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>数十年來の交流が続くボランティア団体があり、ボランティアを実施する際には、事前に留意事項を伝えるほか、実施後に振り返りの機会を持っている。</p> <p>今後は、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、こどもや保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録等の項目が記載されたマニュアルを作成することを期待したい。</p>		

Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>個々の児童名簿に、社会資源としての関係機関・団体を明示するとともに、「関係機関連絡会」をはじめ「ケース検討会」や「処遇検討会」、「進路相談会」を開催し、児童相談所や以前の在籍学校と協働して課題解決に取り組んでいる。</p>		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>交流行事や公民館活動、高齢者施設訪問を通じて地域の福祉ニーズなどを把握する機会があり、必要に応じて各種団体と協力して地域と連携・協力している。</p> <p>今後は、施設の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施するなど、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組が行われることを期待したい。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>地域の交流行事に積極的に参加し、学園で取り組んでいる和太鼓の演奏を披露するほか、地元高齢者施設の花見会場として施設を一部開放するなど、地域コミュニティの活性化に貢献している。また、市民一斉清掃の時期には、こどもと職員で地域の清掃活動を行っている。今後は、被災時における地域住民への防災備品の貸し出しなど、地域の社会資源としての役割等を踏まえた取組を期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—１ こども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① こどもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は毎日、「施設内虐待等自己チェックリスト」を記入し、支援課長の確認を受けている。また、毎年「新任・転任教職員園内研修」において、こどもの尊重や基本的人権への配慮について学びの機会を設けている。今年度は、意見表明等支援事業について意見表明等支援員との勉強会も実施されている。</p>		

29	Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>こどもの居室は個室化され、可能な限り一人ひとりのこどもにとって、生活の場にふさわしい、心地よい環境を提供できるよう努めている。今後は、支援場面ごとの配慮事項をまとめたプライバシー保護に関するマニュアルが作成されることを期待したい。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① こどもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設見学の希望には積極的に対応しており、入所予定のこどもや保護者等には、個別に丁寧な説明を実施している。入所後も、こどもに対しては、日々の振り返り面談の中で不明点や理解が難しかった点等について、個別に丁寧な説明を実施している。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	② ・b・c
<p><コメント></p> <p>「新入生受け入れについて」が作成され、配慮や手順がまとめられているほか、こどもや保護者等への配布資料を一覧にした「児童受け入れ時の配布資料等」が作成されている。支援の内容については「えひめ学園で生活するにあたっての決まりごと」を使ってわかりやすく説明がされている。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>施設を退所したこどもが円滑に社会復帰できるよう、アフターケアの実施方法やポイント、留意事項等を記載した「アフターケア実施ガイドライン」を作成し、個別に丁寧に対応している。</p> <p>他の施設や地域への移行に際しては、引継ぎ資料が必要な場合にのみ文書を渡している。今後は、こどもへの支援の継続性を損なわないよう配慮し、引継ぎや送りの手順、文書の内容等が定められることを期待したい。</p>		
Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>学期ごとに、第三者評価受審の際と同じ内容のアンケートを実施するとともに、アンケート結果を回覧し、寮会議や支援課会のなかで内容の検討を行っている。また分校内で「話し合い活動」としてこどもが主体的に話し合う場が設けられ、寮職員も参加してこどもの満足の把握に努めている。</p>		

Ⅲ—1—（4）こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—（4）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制が整備されるとともに、仕組みをわかりやすく説明した資料をこどもや保護者等に配布し説明している。苦情内容とその対応については、申出者のプライバシーに配慮した上で、年報に掲載し、配布・公開している。</p>		
35	Ⅲ—1—（4）—② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>鍵付きの意見箱が6か所設置されており、設置場所については、各寮と本館の児童玄関、本館の男女トイレとなっており、投函しやすい環境への配慮がされている。意見箱は毎月2回、第三者委員が来園し開錠・確認を行うとともに、こどもから直接意見を聞きとる時間を設けている。また、入所の際には、相談や意見、要望を伝える選択肢がいくつかあることを説明し、その内容を記載した文書を配布している。</p>		
36	Ⅲ—1—（4）—③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「学園に関する意見・要望が解決される流れ」の文書によって、こどもにも説明・周知がされている。こどもの意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えている。</p>		
Ⅲ—1—（5）安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—（5）—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「えひめ学園 安全管理マニュアル」が策定され、自然災害や感染症、児童の自傷・他害や無断外出防止、外部からの侵入防止等について、その体制や業務、管理基準が明確化されている。また、「危機管理・危機対応について」を作成し、対応における基本的な考え方や、具体的な危機状況における対応手順等が明示されている。</p>		
38	Ⅲ—1—（5）—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>「えひめ学園 感染症予防対策マニュアル」により、感染症対策における責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。今後は、担当者等を中心に、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催するなど、職員の理解と対応力を高める取組が実施されることを期待したい。</p>		

39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>「非常災害対策」を年度ごとに作成し、それに則った訓練を実施している。訓練では非常食調理やバケツリレーの体験、防災センターの見学や消防署員による心肺蘇生法の講習会等、より実践的な技術の習得を目的として実施されている。</p> <p>今後は、立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定めることを期待したい。</p>		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法として「標準的な支援(基本的な生活支援の視点)」を作成し、日課や指導場面における確認事項や留意点を明示している。今後は、こどもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されるとともに、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含んだ、支援全般にわたる内容について文書化されることを期待したい。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法については、こどもが必要とする支援内容の変化や、こどもからの意見も踏まえて、寮会議や支援課会で検討されている。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>「えひめ学園 自立支援計画策定要領」が策定され、責任者や作成スケジュール、作成・共有の手順等が明確化されている。各寮での寮会議には、心理療法担当職員と家庭支援専門相談員が参加し、アセスメントが行われている。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の評価・見直しは4か月ごとに行われ、こども及び職員の意見を確認した上で次期の計画を策定している。今後は、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みが明文化されることを期待したい。</p>		

Ⅲ—2—（3）支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① こどもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>「寮舎日誌」や「寮直日誌」といった記録が電子化され、パソコンのネットワークシステムで情報を共有する仕組みが整備されている。また、記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、毎朝の職員朝礼時に、管理職が記録書き方の指導を行っている。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>「愛媛県個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する管理規定」において記録等の管理責任者や職員への教育研修、不適正利用や漏洩への対策等が定められている。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>愛媛児童福祉施設連合会がこどもの権利条約をもとに作成した「権利ノート」を、児童自立支援施設における支援内容を踏まえた表現に作り替え、「えひめ学園 過ごし方ノート～えひめ学園版 権利ノート～」として、こどもの入所の際に丁寧に説明し、配布している。また、職員は毎日、「施設内虐待等自己チェックリスト」を記入し、支援課長の確認を受けるなどして、権利侵害防止対策を徹底している。</p>		
A②	A—1—（1）—② こどもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>こどもの行動制限等については「特別指導について」が定められ、こどもや保護者に対しても「えひめ学園で生活するにあたっての決まりごと」を使って、入所の際に説明している。今後は、「特別指導について」は、前回の改定から年月が経っているため、定期的な検証及び必要に応じて内容の見直しが行われることを期待したい。</p>		
A③	A—1—（1）—③ こどもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>入所の際、こどもに対して自他の権利について、権利ノートを使って丁寧に説明を行っている。入所後も、学園での生活そのものを自己と他者とそれぞれの権利を学ぶ機会としているほか、第三者委員や意見表明等支援員による定期的な面談の機会を通して権利について正しく理解できるよう支援を行っている。今後は、職員研修としてのこどもの権利に関する学習の機会が、定期的に設けられることを期待したい。</p>		

A—1—（2）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（2）—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>職員が毎日「施設内虐待等自己チェックリスト」を記入し、支援課長が確認することで不適切なかかわりの防止及び早期発見に取り組むとともに、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の回覧・周知を行っている。</p> <p>今後は、被措置児童等虐待の届出や通告制度に関する対応マニュアルを整備するとともに、研修会等を実施し、職員へのさらなる周知・理解を図ることを期待したい。</p>		
A—1—（3）こどもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A—1—（3）—① こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>日課や枠組みの定まった生活ではあるが、職員がいつもそばで受け入れ・支える支援（with の精神）を続けることで、どのこどもにも多様な経験の機会を提供し、協調性や達成感を実感させながら、こども自身が自立した生活に向けて主体的に成長できるよう支援している。</p>		
A⑥	A—1—（4）—① こどもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>「アフターケア実施ガイドライン」を定め、個別のアフターケア計画書に沿って支援を行っている。特に退園後半年はこまめに連絡するなどして支援体制を強化し、生活の初期が安定するよう努めている。また、高校等への進学や以前在籍していた学校へ復学したこどもについては、学校や関係機関とも連携しながら、卒業までの期間、アフターケアを行っている。</p>		

A—2 支援の質の確保

A—2—（1）支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① こどもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの生活スペースには、こどもの作品や文化活動、スポーツ活動の写真が飾られており、一人ひとりが大切にされていると感じられる雰囲気となっている。また日課や活動の際、職員がいつも寄り添い、向かい合うことで、不安の解消を図るとともに、こどもの良さ、強み、潜在的な可能性を見出しながら信頼関係の構築に努めている。</p>		

A⑧	A-2-(1)-② こどもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、普段から振る舞いや態度で模範を示すよう意識するとともに、こどもとの毎日の振り返り面談を通じて、こどもが自らの課題を見つめ、責任ある行動がとれるように支援している。また、学校と施設で実施するスポーツ活動や文化活動、施設内外で行う各種行事や寮単位の外出等を通して協調性を養い、社会的ルールやマナーを尊重する気持ちを育てていけるよう努めている。</p>		
A⑨	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>支援のツールとして「レベルアップ制」を導入し、児童それぞれの課題を具体的に提示し、日々の振り返り時間にこどもと職員とで「振り返りチェックシート」を用いて振り返りを行っている。また、言葉に出来なかった思いや個別的な課題については「振り返りノート」を用いて、内省が深まる支援が行われている。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑩	A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>敷地内の炊事舎で調理がされており、適温での食事提供が行われるとともに、こどもの急な体調の変化等にも柔軟に対応している。また、食事の準備、配膳、食後の後片付けなどをこどもと職員が一緒に行うとともに、食卓を囲んで食事をするにより、食生活に必要な知識及び技能、基本的な食習慣を身につけることができるよう支援している。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑪	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類が準備され、気候や生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管等の衣習慣の習得を支援している。また、洗濯やアイロンかけ、補修等をこどもの見えるところで行うよう配慮している。</p>		
A⑫	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、こどもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>分校や寮にはこどもの作品や写真が飾られ、各寮の周りには花壇が整備され、好みの花をこどもと一緒に育てている。共有スペースには、余暇を有意義に過ごせるよう音楽プレイヤーや小説、漫画、テレビ、オセロ、将棋といったこどもの興味に応じたものが準備されている。</p>		

A⑬	A—2—(3)—③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>スポーツ活動では、毎朝のマラソンや野球、テニス、陸上競技等を、また文化活動では和太鼓演奏や分校での弁論大会、英語スピーチコンテストへの参加等に取り組んでおり、これらの活動を通じたそれぞれの努力や協働によって、達成感や成功体験につなげられるよう支援している。</p>		
A—2—(4) 健康管理		
A⑭	A—2—(4)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎朝、体調確認を行い、こどもの健康状態の把握に努めており、不調があればすぐに医療機関を受診するようにしている。その他、毎月の身体測定や分校での内科検診も実施している。また、インフルエンザの予防接種も接種できるようにするとともに、入園時に予防接種状況を確認し、未実施のものについては保護者等の承諾を得て接種できるように配慮している。</p>		
A⑮	A—2—(4)—② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況把握につとめるとともに、うがいや手洗いを励行し、こども自身が健康管理を行えるよう支援している。また、理容室を毎月利用するとともに、洗面や整髪、ひげそりなどの整容に関する支援を生活の中で行っている。</p>		
A—2—(5) 性に関する教育		
A⑯	A—2—(5)—① 性に関する教育の機会を設けている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「自分も他人も大切にして、より良い人間関係をつくり、社会で生活していくために役立つことを学ぶこと」を目的として、平成30年度から、県内3つの児童相談所の協力を得てグループプログラムを実施しており、ルールやマナー、境界線（バウンダリー）等について学ぶ機会を設けている。また、必要に応じて「性暴力再発防止治療プログラム」を実施し、性暴力の再発防止および適切な対人関係のあり方を学べるよう支援している。</p>		

A—2—（6）行動上の問題に対する対応		
A⑰	A—2—（6）—① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「安全管理マニュアル」が策定され、子どもの自傷・他害防止体制が確立されるとともに、実際にアクシデントが発生した場合の対応手順や、再発防止のための取組みについても明文化されている。加害児童に対しては特別指導として根気強く、時間をかけて向き合い、子どもの気持ちを汲み取りながら、暴力は決してゆるめられないということを伝えている。また、心理教育として心理療法担当職員からアンガーマネジメント（怒りの感情との上手い付き合い方）やアサーション（自分も相手も大切にしようとする自己表現）に関するワークを実施し、子ども自らがトラブルを未然に防ぐことができるよう支援している。</p>		
A⑱	A—2—（6）—② こどもの行動上の問題に適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、日頃からこどもの言動を十分に観察・把握するとともに、子ども間の人間関係に常に気を配り、落ち着いた集団形成の確立が最善の対応策であるとの共通理解を持って支援を行っている。問題発生時には安全管理マニュアルに沿って対応し、「問題行動報告書」を用いて迅速な情報共有を行うとともに、「個別指導効果チェックシート」を用いて対応が適切であったかを振り返るなどして、支援の質の向上に役立てている。</p>		
A—2—（7）心理的ケア		
A⑲	A—2—（7）—① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「個別心理面接の実施要領」が策定され、すべての子どもを対象に、定期的な心理療法が実施されている。またこどものニーズに応じてバウンダリー（境界線の支援）やアンガーマネジメント、アサーションなどの心理教育を行っている。心理療法担当職員は寮会議にも参加しており、その中で支援の効果について評価し、見直しを行いながら、継続的に心理的な支援を実施している。</p>		
A—2—（8）学校教育、学習支援等		
A⑳	A—2—（8）—① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内に地元の中学校の分校と、小学校の分教室を設置し、個々の子どもに対する生活支援や学習支援、進路支援について、学校との連携及び相互協力に基づいた学校教育の保障を行っている。教科学習は教員が主導、職員が補佐し、和太鼓や体育活動は職員が主導、教員が補佐をするといった「T・T（チームティーチング）方式」によって、学校と施設それぞれの専門性を発揮しつつ、互いに重なり、連携する支援体制を築いている。</p>		

A⑳	A—2—(8)—② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>辞書や参考書等の学習に必要な書籍が用意され、静かで落ち着いた空間で学習に取り組める環境が整っている。分校教員とも十分な連携がとられており、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援が行われている。漢字能力検定や英語検定の受験や中学校弁論大会、英語スピーチコンテストへの参加等、個々の能力や学力向上に努め、意欲を活かした学習支援が行われている。</p>		
A㉑	A—2—(8)—③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎週土日には、労作活動として農作業や環境整備を行っており、作物を育てる喜びや根気強さを養うとともに、その過程での失敗や成功を体験し、生命を尊重する心や社会性・協調性といった豊かな情操を育むよう取り組んでいる。また中学3年生時には、地域の事業主の協力を得ながら「ジョブチャレンジ（職場体験学習）」を実施し、仕事のやりがいや厳しさを感じ、働くということの具体的なイメージを得られるような機会を提供している。</p>		
A㉒	A—2—(8)—④ 進路を自己決定できるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>分校や以前の在籍学校、児童相談所、保護者等と連携を密にとりながら、子どもに対して必要な資料を提示するなどして、進路について子ども自らが選択できるような情報提供に努めている。</p>		
A—2—(9) 親子関係の再構築支援等		
A㉓	A—2—(9)—① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所と連携しながら、保護者等との月1回の面会や行事への参加を促すなどして、親子の関係改善に取り組んでいる。また、施設内のショートステイハウスを利用した交流や宿泊体験、家庭実習等、家庭復帰に向けた交流を段階的に設けるなどの配慮のもと支援が行われている。</p>		
A—2—(10) 通所による支援		
A㉔	A—2—(10)—① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	評価外
<p><コメント></p>		